

県南広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月22日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 江刺室根線
- 2 供用開始の区間 一関市大東町沖田字奈良崎5番3地先から字前田野大住国有林60林班ぬ小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年2月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
  - (2) 期間 平成23年2月22日から同年3月22日まで